

選挙は最も身近なまちづくり

伯耆町長選挙 投開票日は1月22日

満18歳から
投票できます

町長選挙は、私たち住民が町政に参加し、主権者としての意思を直接表明することができる重要な機会です。有権者の皆さんには、忘れず投票しましょう。

さらに今回は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられて以来、初めての町長選挙です。若い皆さんの大切な1票を、まちの未来を託したいと思う候補者に投じてください。

選挙人名簿に登録されている人には、事前に投票所入場券（ハガキ）を郵送します。入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票日当日の投票

投票日には、事前に投票所入場券（ハガキ）を郵送します。入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票日当日に、仕事や旅行などで投票できない人は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票による投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票できない人は、期日前投票をご利用ください。

1月18日(水)～1月21日(土)
8時30分～20時00分

ところ 本庁舎1階
溝口分庁舎1階

●指定病院・老人ホームなどから不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば、申

し出によって、その施設で投票できます。詳しくは、それぞれの施設にお問い合わせください。

町外から

投票日に、町外に滞在している投票所に行けない場合、不在者投票の期間（期日前投票期間と同じ）内に、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。

その場合は、あらかじめ投票用紙などの請求をする必要があるので、伯耆町選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

郵便で

1月18日(水)までに伯耆町選挙管理委員会に郵便投票の請求をすれば、郵便で投票できます。希望者は、投票前に「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要があるので、伯耆町選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

投票できる人

平成11年1月23日以前に生まれた人で、平成28年10月16日以前に住民登録し、引き続き町内に在住している人

※投票日までに町外に転出した人は、投票できません。

任期満了に伴う伯耆町長選挙が1月22日(日)に予定されています。告示日の1月17日(火)に2人以上の立候補者があれば、町内15箇所の投票所で1月22日(日)に投票が行われ、即日開票される予定です。



郵便などで不在者投票できる人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていて、次にあてはまる人

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障がいの部位	障がいの等級	
両下肢、体幹 ※移動機能	1～2級	特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	1～3級	特別項症～第3項症
免 疫		
その他の	上記の障がいの程度に該当すると、知事が書面により証明した人	

※以下は、身体障害者手帳所有者のみ適用

介護保険被保険者証を持っていて、要介護状態区分が「要介護5」の人

投票場所・時間一覧

投票区によって、投票終了時間が異なりますので、ご注意ください。

投票区名	場 所	投票時間
第1投票区	たたら会館	7:00～19:00
第2投票区	旧二部小学校福岡分校	
第3投票区	伯耆町コミュニティプラザ	
第4投票区	伯耆町役場溝口分庁舎	7:00～20:00
第5投票区	金屋谷公会堂	
第6投票区	莊中央公民館	
第7投票区	日光公民館	
第8投票区	富江公民館	
第9投票区	添谷農産物加工処理施設	7:00～19:00
第10投票区	丸山交流館	
第11投票区	あさひ保育所	
第12投票区	立岩公民館	
第13投票区	伯耆町農村環境改善センター	7:00～20:00
第14投票区	岸本保健福祉センター	
第15投票区	こしき保育所	7:00～19:00

問い合わせ先

伯耆町選挙管理委員会事務局 TEL:0859-68-3111